

美濃加茂市 通所型サービス事業 事業者指定の基準等

項目		介護予防通所介護相当サービス (従前相当サービス)		通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)		
サービス内容		通所介護と同様のサービス内容 生活機能向上型の通所介護 (例) ・身体機能の向上のための機能訓練 ・調理や掃除、洗濯といった生活機能向上のためのトレーニング		高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 (例) ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション活動 等		
事業者の指定		市が事業者を指定 ※市へ申請書の提出が必要 (有効期間 6 年間)		同左		
介護報酬等		国が規定する単位数と同様 国保連経由で審査・支払		利用 1 回につき 3, 9 7 4 円 加算の要件と単位は、従前相当サービスと同様 国保連経由で審査・支払		
限度額管理		限度額管理の対象 (国保連で管理) 事業対象者は要支援 1 の限度額を目安		同左		
利用者の負担額		支給費の 1 割 (一定以上所得者は 2 割または 3 割)		同左		
ケアマネジメント		ケアプランを作成、モニタリングを実施		同左		
人員	管理者	常勤・専従 1 人以上 ※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能		専従 1 人以上 ※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能		
	サービス提供者	生活相談員	専従 1 人以上		※必置ではない	
		看護職員	専従 1 人以上		※必置ではない	
		介護職員	利用者 1 5 人まで…専従 1 人以上 利用者 1 6 人以上…利用者 1 人に専従 0. 2 以上 ※ 生活相談員・介護職員の 1 人以上は常勤		従事者	利用者 1 5 人まで…専従 1 人以上 利用者 1 6 人以上…利用者 1 人に必要数
		機能訓練指導員	1 以上		※必置ではない	
設備	設備・備品		設備・備品			
		食堂・機能訓練室 (3 m ² ×利用定員以上) 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品		サービスを提供するために必要な場所 (3 m ² ×利用定員以上) ※静養室・相談室・事務室は必置ではない 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品		
運営	サービス計画	個別サービス計画の作成		必要に応じ個別サービス計画の作成		
	説明及び同意	運営規程等の説明・同意		同左		
	提供拒否の禁止	正当な理由なく提供を拒んではならない。		同左		
	衛生管理等	介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理		従事者の清潔の保持・健康状態の管理		
	秘密保持	介護員及び介護員であった者の秘密の保持		従事者及び従事者であった者の秘密の保持		
		個人情報を用いる際、本人及び家族の同意		同左		
	事故発生時の対応	連絡体制と必要な措置を講じる。		同左		
廃止・休止の届出書	廃止・休止の届出と便宜の提供		同左			